

お知らせコーナー

11月12日を『やちまた教育の日』と決めました

八街市教育委員会は、次代を担う人々が、八街で生まれ育ったことを誇りとし健やかに成長していくため、市民一人ひとりが教育に対する理解と関心を深め学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境を作ることなどを目的に、11月12日を「やちまた教育の日」、11月を「やちまた教育の日月間」と決めました。

主な関連事業として、この月間には従来実施している様々な行事を行うほか、特に、小学校では11月第2土曜日、幼稚園と中学校では第3土曜日に地域公開を行い日常の取り組みを見ていただき、皆さんの意見を求める場を作ります。また、中央公民館・図書館・郷土資料館では11月3日を祝日開館し、学校給食では、「教育の日特別メニュー」を取り入れてまいります。

詳しくは、市教育委員会庶務課 ☎ 443-1442 へ。

11月の健康相談を 実施しています

申し込みなど詳しくは、市役所福祉課 ☎ 443-1649 へ。

ゴールデンウィークに田植えを体験してみませんか

八街市酒米生産組合では、八街のお酒『やちまた誉』に使用するお米(品種…五百万石)の田植えを行います。あなたもこの機会に、手植えによる田植えを体験してみませんか。

10月、1月は 第3月曜日(10月、1月は) 午後2時～4時 市総合保健福祉センター

5月4日(火) 午後1時～ 雨天などにより中止する場合があります。

※相談は無料です。(予約制) 駐屯地 榎戸公民館

定員 100人(申込順) 費用 家族500円 (当日徴収)

持ち物 ・タオル数枚 ・汚れても良い服装 ・使い古しの靴下(危険防止用) 申込期限 4月21日(水) 申し込みなど詳しくは、市役所農政課 ☎ 443-1402 へ。

自立支援医療(精神通院医療)の受給者証をお持ちの方へ

再認定手続きの際の診断書の提出が、2年に1度になりました。4月1日以降の再認定の申請について、次の要件の全てに該当する場合に該当となります。

- ①前年度(前回)の申請書に医師の診断書が添付されている
- ②病状の変化および治療方針の変更がない(主治医にご確認ください)
- ③現在お持ちの受給者証の有効期間内の申請であること

※ただし、再認定手続きは従来どおり毎年必要となります。詳しくは、市役所福祉課 ☎ 443-1649 へ。

地域包括支援センター 知っていますか?

地域包括支援センターでは、介護保険などの利用方法はわからない方への相談にのっています。来られない方には訪問もしますので、お電話ください。

また、認知症についての学習会(認知症サポーター養成講座)の開催や講師の派遣も行っていますので、開催希望の方はご相談ください。

ご相談ください

高齢者が入院したが、この先どうしたらよいか心配。介護サービスを利用したいが、利用方法がわからない。介護を受けられずに困っている高齢者がいる。認知症や介護予防について知りたいなど。詳しくは、市役所介護保険課地域包括支援センター ☎ 443-1207 へ。

法がわからない方への相談にのっています。来られない方には訪問もしますので、お電話ください。

また、認知症についての学習会(認知症サポーター養成講座)の開催や講師の派遣も行っていますので、開催希望の方はご相談ください。

マッサージ等施設利用券を交付します

市では、市内に住む65歳以上の方に、はり、きゅう、マッサージ等施設利用券を交付しています。

この利用券は、当市に登録されている、はり、きゅう、マッサージ、指圧などの施設所を利用する場合に、施術料金から1000円を差し引いた金額で、施術を受けることができます。

なお、1回の施術に使用することが出来る利用券の枚数は1枚です。利用券交付枚数年間最高24枚 (申請した月で交付枚数が変わります) 申請に必要なもの ・印鑑 ・本人証明証 (健康保険証や介護保険証など) 申し込みなど詳しくは、市役所福祉課 ☎ 443-1649 へ。

八街市農業振興地域整備計画の変更申請は随時受け付けています

八街市農業振興地域整備計画の変更申請は随時受け付けており、年2回開催される八街市農業振興地域整備促進協議会により審議されています。

次回は、平成22年1月4日から6月30日までの申請受付分を7月以降に審議する予定です。

農用地からの除外または農用地への編入を計画された次回の審議を希望する場合は、申請書類を6月30日までに市役所農政課へ提出してください。

※申請書類は農政課にあります。詳しくは、市役所農政課 ☎ 443-1402 へ。

いまちづくりを推進するために昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成します。

交付申請の受付期間 4月1日～12月24日 (土曜・日曜日、祝日を除く) 予定戸数 20戸

木造住宅の耐震診断費を助成します

●次の全てに該当する建物 が対象となります

- ・市内に建築されていること。
- ・昭和56年5月31日以前に建築、または着工された一戸建て住宅または併用住宅(居住用部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のもの)であること。
- ・柱、梁その他の構造部が木造の軸組工法により造られていること。
- ・地上階数が2以下であること。

注意事項 ・耐震診断を実施する前に交付申請の手続きが必要となります。 ・交付申請以前に着工した場合には、補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。

詳しくは、市役所都市計画課 ☎ 443-1430 へ。

シルバー人材センターをご利用ください

シルバー人材センターでは、工場内での軽作業や清掃業務、植木の手入れ・草

シルバー人材センターを

取り、障子張り、襖張り、家事援助などの仕事をお請けしています。 また、60歳以上の健康で働く意欲のある方の入会をお待ちしています。 入会説明会

4月19日(月) 5月17日(月) 6月21日(月) 午後1時30分

シルバー人材センター ワークプラザ

4月7日・21日・5月19日・6月2日・16日 (全水曜日) 午後1時

シルバー人材センター ワークプラザ

詳しくは、市役所都市計画課 ☎ 443-1430 へ。

今月の納付

固定資産税・都市計画税 1期

市役所の日曜開庁日

と き 4月25日(日) 午前8時30分～午後5時 開庁する窓口※住民異動が伴う業務は取り扱うことができません。

- 市民課 (☎443-1120)
- 課税課 (☎443-1116)
- 納税課 (☎443-1115)
- 国保年金課 (☎443-1139)

詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

八街市民憲章 (平成4年9月28日制定)

わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきたまちです。

わたくしたちは、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよいまちづくりのために、この憲章を定めます。

- 1. 郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょう。
- 1. 自然を大切に、潤いのある美しいまちにしましょう。
- 1. きまりを守り、明るく住みよいまちにしましょう。
- 1. おもいやりのある、心のかよった豊かなまちにしましょう。
- 1. スポーツに親しみ、健康で働くたくましいまちにしましょう。